

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第35号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「町長が定める日」を「平成29年3月31日」に、「町長が定める日の翌日」を「平成29年4月1日」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「町長が定める日」を「平成30年3月31日」に、「町長が定める日の翌日」を「平成30年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。